

令和5年5月10日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

な し

令和5年5月10日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 常任委員の選任
日程第2 議会運営委員の選任
日程第3 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第2項関係）
日程第4 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）
日程第5 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の選挙
日程第6 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙
日程第7 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 常任委員の選任

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項により、議長の指名といたします。

総務建設環境委員会委員に宮崎幸宏議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、松田義太議員、勝屋弘貞議員、福井正義議員、中村和典議員、以上の8名を、文教厚生産業委員会委員に釘尾勢津子議員、笠継健吾議員、中村日出代議員、中村一堯議員、角田一美議員、伊東茂議員、松尾征子議員、私、徳村博紀、以上8名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ただいまから各常任委員会の開催をお願いいたします。総務建設環境委員会は第1委員会室で、文教厚生産業委員会は第2委員会室で行いますので、タブレットを持ってお集まりください。

なお、各委員会では年長の議員で主宰してください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設環境委員会委員長、池田廣志議員、同じく副委員長、杉原元博議員、文教厚生産業委員会委員長、中村日出代議員、同じく副委員長、笠継健吾議員、以上のとおり決定いたしました。

日程第2 議会運営委員の選任

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項により、議長の指名といたします。

4番中村日出代議員、5番池田廣志議員、6番杉原元博議員、8番中村一堯議員、11番角田一美議員、13番福井正議員、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいまから議会運営委員会を開きますので、委員の皆様はタブレットを持って第1委員会室にお集まりください。

なお、委員会は年長の議員で主宰してください。

また、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様はタブレットを持って全員協議会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたし

ます。

委員長に中村一堯議員、副委員長に杉原元博議員、以上のとおり決定をいたしました。

**日程第3 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏
組合規約第5条第2項関係）**

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3．杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定により、本議会から2名を選出するため、組合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項に規定する議会議員に、6番杉原元博議員と16番徳村博紀議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6番杉原元博議員と16番徳村博紀議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6番杉原元博議員と16番徳村博紀議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員は議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

**日程第4 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏
組合規約第5条第3項関係）**

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第3項の規定により、議会議員の選挙を行

うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「さっき言わんやっつけ。3も4も一緒やろ」と呼ぶ者あり）これは副市長の件です。先ほどは議会推選の2名で、今回は副市長の1名です。（「了解」と呼ぶ者あり）これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合理約第5条第3項に規定する議会議員に、鳥飼広敬氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました鳥飼広敬氏を杵藤地区広域市町村圏組合理約議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました鳥飼広敬氏が杵藤地区広域市町村圏組合理約議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鳥飼広敬氏に杵藤地区広域市町村圏組合理約議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第5 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約議会議員の選挙

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．鹿島・藤津地区衛生施設組合理約議会議員の選挙を行います。

本件は、鹿島・藤津地区衛生施設組合理約第7条の規定により、本議会より4名を選出するため、組合理約議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、鹿島・藤津地区衛生施設組規約第7条に規定する議会議員に、1番釘尾勢津子議員、2番宮崎幸宏議員、7番樋口作二議員、11番角田一美議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました1番釘尾勢津子議員、2番宮崎幸宏議員、7番樋口作二議員、11番角田一美議員、以上の4名を鹿島・藤津地区衛生施設組議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました1番釘尾勢津子議員、2番宮崎幸宏議員、7番樋口作二議員、11番角田一美議員、以上の4名が鹿島・藤津地区衛生施設組議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員は議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により、鹿島・藤津地区衛生施設組議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第6 佐賀県西部広域環境組議会議員の選挙

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 佐賀県西部広域環境組議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県西部広域環境組規約第6条の規定により、本議会より2名を選出するため、組議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、佐賀県西部広域環境組規約第6条に規定する議会議員に15番中村和典議員、8番中村一堯議員、以上の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました15番中村和典議員、8番中村

一 兎議員、以上の2名を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました15番中村和典議員、8番中村一兎議員、以上の2名が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員は議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により、佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第7 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条及び第9条の規定により、本議会より1名を選出するため、広域連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条及び第9条に規定する広域連合議会議員に15番中村和典議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました15番中村和典議員を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました15番中村和典議員が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員は議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されたことを告知いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。次の議会は明11日午前10時から開き議案審議を行

います。

本日はこれにて散会をいたします。

午前11時24分 散会